

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年11月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000253号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000074号

第1 結論

1 請求者のA社における平成28年7月27日の標準賞与額を46万9,000円、同年12月20日及び平成29年7月31日の標準賞与額を46万円に訂正することが必要である。

平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の標準賞与額を57万円に訂正することが必要である。

平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年7月
② 平成28年12月
③ 平成29年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に係る賞与の記録がないが、請求期間当時、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び③について、A社から提出された賞与台帳及び請求者から提出された給与台帳(以下、併せて「賞与台帳等」という。)により、請求者は、同社から請求期間①、②及び③に賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、賞与の支給日については、金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表1」により確認できるA社からの振込日から、請求期間①は平成28年7月27日、請求期間②は同年12月20日、請求期間③は平成29年7月31日とすることが妥当である。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から平成28年7月27日は46万9,000円、同年12月20日及び平成29年7月31日は46万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、②及び③について、賞与台帳等及び金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表1」により、請求期間①、②及び③の賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の標準賞与額については、賞与台帳等及び「預金取引明細表1」により、確認できる賞与額から、いずれも57万円に訂正することが必要である。

なお、平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000200号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000073号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年3月21日から平成20年12月21日まで
② 平成23年10月5日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうちの請求期間①及びC社に勤務した期間のうちの請求期間②の厚生年金保険の記録がない。A社には平成19年3月21日から、C社には平成23年10月5日から勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成24年2月21日にB社に合併されていることが確認できるところ、同社から提出されたA社に係る「雇用区分一覧表」、請求者に係る「2008.9時点入社退職者情報」及び「2007年12月度給与支給日時点E店在籍従業員状況」並びにB社の担当者の陳述により、請求者が請求期間①において、月130時間未満のアルバイトとして勤務していたことが認められる。

また、B社の担当者は、アルバイトで勤務していた者は、厚生年金保険に加入させておらず、請求者は、雇用形態が変わった平成20年12月21日から厚生年金保険に加入させた旨陳述しているところ、請求者は、時期は覚えていないがアルバイトを始めた頃は勤務時間が短かった旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間①において国民年金の被保険者であり、平成20年7月から同年11月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

さらに、B社の事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について、資料がないことから不明である旨回答しているものの、同社の担当者は、アルバイトとして勤務していた

者の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、C社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成30年1月1日にD社に合併されていることが確認できるところ、同社から提出された請求者に係る「2011年11月分給与」、「201112給与期間集計表」及び「201201給与期間集計表」（以下、併せて「賃金台帳」という。）により、請求者が請求期間②において、C社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、賃金台帳により、給与から請求期間②に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。